

平成26年12月26日

山梨県環境整備事業団御中

北杜市明野町浅尾693
浅尾自治会安全管理委員
代理 篠原眞清

安全管理委員会の協議事項についての申し入れについて

前略、明野クリーンセンターで開催されております安全管理委員会の協議に関して、今後特に留意され協議すべき点につきまして以下申し入れいたします。

協議の前提として委員会で共有すべき処分場の廃止に向けての基本的認識については、安全性に十分考慮したうえで、地域の住民の安心につながる対策が実施されることが不可欠であることを申し添えます。

なぜならば、法的手続きである廃止によって処分場に残存する有害物質を含む廃棄物の将来にわたる危険性が除去されるものではないからです。

したがって、将来とも下流域の住民が安心して暮らすことのできる処分場廃止対策が事業団及び山梨県において行われることで得られる信頼が、地域住民の安心のよりどころとなると考えております。

以上の観点に基づき今後安全管理委員会で協議すべき事項を記します。

1 現時点を踏まえて協議すべきこと

- (1) 地下水モニタリングの疑問点の解明
モニタリング3号井の数値変動の解明のため具体的対策の検討
- (2) 明野クリーンセンターの処理水排水方法として、直接河川に放流せず防水調整池に排水している。防水調整池は地下浸透防止策がなされておらず、蒸発する以外はほとんど地下に浸透している実情を踏まえ防水調整池の底質(泥)の科学的分析調査が必要と考えますので、この実施に関する検討
- (3) 現時点で地元住民の最大の懸念事項となっている漏水検知システムの稼働状況の情報開示のため、漏水検知の有無が一目でわかる毎日の図表の公開。

2 廃止に向けて協議すべきこと

- (1) 廃止に向けて公的機関が設置した検討会議に委員として参加した経験のある専門家の参加による廃止に向けての検討の場の早急な設置
- (2) 上記検討を効率的に行うために安全管理委員会を可能な限り頻繁に開催すること

○安全管理委員会の協議事項についての申し入れに対する事業団の見解等

申し入れ内容	事業団の見解等
<p>1 現時点を踏まえて協議すべきこと (1) 地下水モニタリングの疑問点の解明 モニタリング3号井の数値変動の解明のため具体的対策の検討</p>	<p>○ 3号井戸の電気伝導率の数値については、開業当初と比較し上昇しているが、その後は大きな変動はない。過去のほう素濃度の変動等から、電気伝導率の上昇の主たる要因は、防災調整池に流入する放流水の水質の影響によるものであると考えられる。</p> <p>○ 電気伝導率は、水の有害性を示すものではなく、地下水への有害物質の混入に対する応答性が良いことから指標として測定しているもので、電気伝導率に異常が認められた場合には、法令で定められた年1回の測定を待たず有害物質の検査を実施し、その結果、有害物質の濃度が上昇している場合には、原因の究明を行うこととしている。</p> <p>○ 3号井戸の水質については、法令を上回る年4回の定期測定を実施しているが、これまで全て環境基準値未満となっており、問題は無い。また、2回目の異常検知の際に実施した原因究明調査において、3号井戸の水質についても検討（水質分析、統計的手法、イオンバランスによる）しているが、浸出水が地下水へ混入した傾向は認められていない。</p>
<p>(2) 明野クリーンセンターの処理水排水方法として、直接河川に放流せず防災調整池に排水している。防災調整池は地下浸透防止策がなされておらず、蒸発する以外はほとんど地下に浸透している実情を踏まえ防災調整池の底質（泥）の科学的分析調査が必要と考えますので、この実施に関する検討</p>	<p>○ 環境整備センターでは、国の基準値より10倍厳しい基準値により放流水の管理を行っており、全ての測定項目において、これまで一度も基準値を超過したことはない。さらに、防災調整池の下流域である湯沢川等の水質についても、定期的にモニタリングを実施しており、水質に問題がないことを確認している。</p> <p>○ 防災調整池の流入前後に関係する水質に問題がないことから、防災調整池の底質調査の必要はないものと判断している。</p> <p>○ しかし、底質調査の必要性等については、これまで安全管理委員会等において専門的な意見を踏まえた検討がなされたことがないため、安全管理委員の意見を聴きたいと考えている。</p> <p>○ なお、河川、湖沼などの底質については、次の物質にはそれぞれ基準が適用されるが、これ以外の物質には基準がない。</p> <p>① ダイオキシン類については、公共用水域にのみ環境基準が定められている。</p> <p>② 水銀とPCBについては、公共用水域のみならず公共用水域と繋がっている場合にも、その汚染対策として暫定除去基準（環境省からの通知）が定められている。</p> <p>結論として、防災調整池は公共用水域と繋がっているため、水銀とPCBのみ基準が適用される。</p>
<p>(3) 現時点で地元住民の最大の懸念事項となっている漏水検知システムの稼働状況の情報開示のため、漏水検知の有無が一目でわかる毎日の図表の公開</p>	<p>○ 漏水検知システムの判定図による確認状況については、事業団のホームページにおいて毎月公表しており、判定図を公開するまでもなく、漏水検知の有無を確認できるようになっている。</p> <p>○ また、過去の異常検知の際には、異常を確認でき次第速やかに安全管理委員に報告するとともに、安全管理委員会を招集しており、今後も漏水検知システムに異常があった場合には、速やかに対応していく。</p> <p>○ さらに、平成26年8月27日の安全管理委員会の開催時に、安全管理委員に判定図を閲覧していただいたが、今後も委員から要望があれば閲覧に応じる。</p> <p>○ 以上の対応により、漏水検知システムの測定状況については十分な情報提供を行っていることから、判定図を毎日公表する必要はないものとする。</p>
<p>2 廃止に向けて協議すべきこと (1) 廃止に向けて公的機関が設置した検討会議に委員として参加した経験のある専門家の参加による廃止に向けての検討の場の早急な設置 (2) 上記検討を効率的に行うために安全管理委員会を可能な限り頻繁に開催すること</p>	<p>○ 環境整備センターでは、公害防止協定に基づき、処分場の安全面に万全を期するため、北杜市、地元各区の代表者、学識経験者の方々等で構成する安全管理委員会を設置し、これまで異常検知原因究明調査結果、地下水等のモニタリング調査結果、最終覆土や今後の維持管理方法等を説明し、意見を伺いながら運営を行ってきた。</p> <p>○ 今後も、これまでと同様、施設が廃止されるまで定期的に開催する安全管理委員会において、モニタリング調査結果等を丁寧に説明していく。</p> <p>○ なお、廃止に向けての検討については、前回（H26.10.6）の安全管理委員会で議論されたとおり、浸出水の水質等が施設の廃止基準に適合し始めた頃、現在3名の学識経験者の他に必要な分野の専門家も加えて、安全管理委員会の中で議論していく予定である。</p>